

令和5年度

宝塚市 一般会計 補正予算書
特別会計

(3)

宝塚市

令和 5 年度

宝塚市一般会計補正予算

(第 3 号)

議案第47号

令和5年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度宝塚市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,361,177千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,168,677千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年（2023年）5月30日提出

宝塚市長 山崎晴恵

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		17,340,468	△122,019	17,218,449
	1 国庫負担金	12,699,445	760	12,700,205
	2 国庫補助金	4,581,893	△122,779	4,459,114
17 県支出金		6,206,987	△68,972	6,138,015
	1 県負担金	4,677,990	380	4,678,370
	2 県補助金	1,059,944	△69,352	990,592
19 寄附金		822,961	35	822,996
	1 寄附金	822,961	35	822,996
20 繰入金		2,837,623	△365,272	2,472,351
	1 繰入金	2,837,623	△365,272	2,472,351
22 諸収入		1,727,398	52,151	1,779,549
	5 雑入	1,620,834	52,151	1,672,985
23 市債		7,500,500	△857,100	6,643,400
	1 市債	7,500,500	△857,100	6,643,400
歳 入 合 計		89,529,854	△1,361,177	88,168,677

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,939,755	18,993	8,958,748
	1 総務管理費	7,033,034	18,993	7,052,027
3 民生費		40,395,342	82,715	40,478,057
	1 社会福祉費	12,956,192	32,565	12,988,757
	2 老人福祉費	7,937,527	△36,806	7,900,721
	3 児童福祉費	14,706,590	83,964	14,790,554
	4 生活保護費	4,793,042	2,992	4,796,034
4 衛生費		10,887,245	71,382	10,958,627
	1 保健衛生費	5,679,797	71,382	5,751,179
6 農林業費		239,503	21,768	261,271
	1 農林業費	238,355	21,768	260,123
8 土木費		7,006,063	183,987	7,190,050
	4 都市計画費	4,148,157	150,913	4,299,070
	5 住宅費	468,531	33,074	501,605
9 消防費		2,572,308	6,566	2,578,874
	1 消防費	2,572,308	6,566	2,578,874
10 教育費		10,131,102	△1,746,588	8,384,514
	1 教育総務費	2,970,776	30	2,970,806
	2 小学校費	1,968,381	△775,600	1,192,781
	3 中学校費	1,341,657	△728,497	613,160
	4 特別支援学校費	292,493	△203,830	88,663
	7 保健体育費	2,452,531	△38,691	2,413,840
歳 出 合 計		89,529,854	△1,361,177	88,168,677

第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
福祉医療システム改修委託料	令和6年度	9,262

第3表 地方債補正

廃止

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
特別支援学校施設整備事業債	152,800	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
街路整備事業債	806,400	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。	955,700	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。
公園整備事業債	51,100				57,400			
小学校施設整備事業債	554,000				106,000			
中学校施設整備事業債	423,400				11,500			